

保護者の皆様へ

令和2年7月1日以降の保育園の対応について

平素より本区の保育事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けても格段のご協力をいただき重ねてお礼を申し上げます。

さて、区内の保育園では、6月1日からの運営再開後も感染拡大防止の観点から6月30日までを当面の予定として、可能な方には登園の自粛を要請しているところです。この間、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、施設への休業要請や移動制限が解除されるなど、段階的に日常の生活に戻りつつあります。こうした状況を踏まえ、7月1日以降の区内の保育園における対応については、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

保護者の皆様には、これまで長期にわたり臨時休園や登園自粛要請などに多大なるご協力をいただきました。改めまして心よりお礼を申し上げます。新型コロナウイルス感染症に関しては、今後も感染の予防・拡大防止に十分留意した取組みが求められます。引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況等により対応が変更となる場合には、改めてお知らせいたします。

記

1. 登園自粛要請の終了について

令和2年6月30日（火）をもって登園自粛要請を終了します。

7月1日（水）以降は、通常どおり保育園を運営します。

2. 7月1日以降の保育について

各保育園においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」や厚生労働省通知などを踏まえ、徹底した感染防止対策を継続しながら適切な保育を実施してまいります。なお、対策を講じる中で、これまで行っていた行事、事業の自粛や実施方法の変更等をさせていただきます。

また、保育園における感染防止の観点から、引き続き保護者の皆様には、登園前のお子様と保護者の検温や、発熱、呼吸器症状が認められる場合の対応などにご協力をお願いいたします。

3. 保育料について

登園自粛要請の終了に伴い、登園日数に応じた保育料の日割り計算も6月で終了いたします。7月以降は登園の有無にかかわらず、通常の保育料の取り扱いとなり、減額はございません。

※臨時休園及び登園自粛要請期間中の保育料に関しては、既にご案内のとおりです。内容については、区ホームページにも掲載しております。

4. その他

- (1) ご家庭での子育てや、お子様の様子、保育について不安や心配事などがありましたら、遠慮なく保育園へご相談ください。
- (2) 各保育園においては、出来る限りの感染防止対策に努めてまいりますが、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、当該保育園は臨時休園することになります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する保育園の対応については、区ホームページに随時掲載していますので、ご覧ください。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- | | | |
|------------------------|--------------|--------------|
| ・ 区立保育園について | …公立運営グループ | 03-3981-2028 |
| ・ 私立保育園について | …私立保育所グループ | 03-3981-1823 |
| ・ 地域型保育事業、千早みゆき保育園について | …地域型保育事業グループ | 03-3981-1961 |
| ・ 保育料について | …入園グループ | 03-3981-2140 |